

諮問実施機関：和歌山県知事

諮 問 日：令和6年2月2日（諮問（情）第25号）

答 申 日：令和6年8月9日（答申（情）第24号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定のうち、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年11月10日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙（2）による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年11月24日付け企画第330号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年12月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、応訴する理由の開示を求めるというものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示しない部分のうち、応訴する理由の開示を求める。
- (2) 争訟の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるためと明記しているが、不当とは個々に詳細を示せ。県は当事者としての利益を保護する必要があると記載しているが、全体の奉仕者としての公務員の公正な立場から対応すべきであり、県の当事者としての利益を保護する必要は、違法行為を隠蔽する保身の証拠であり、公務員の欠格事由である証拠である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求書に記入されている「応訴の正当性を示す資料」は、審査請求人に確認の上、県と係争中の訴訟案件である「和歌山職員措置請求事件」に関するものと特定した。
- (2) この事件は現在訴訟中の案件であり、手続上、相手方と対等な立場で遂行し、県は当事者としての利益を保護する必要があるが、これら争訟の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある。
- (3) よって、応訴する理由は、条例第7条第7号イの非開示情報に該当する。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙のとおり「応訴の正当性を示す資料」であり、どの事件の応訴の正当性を示す資料か特定できない。この点について実施機関に確認すると、審査請求人に確認の上、現在係属中の訴訟案件である「和歌山職員措置請求事件」と特定したと説明しており、審査請求人から文書の特定に関しての反論はない。したがって、実施機関が開示請求の対象文書として「和歌山職員措置請求事件の応訴の正当性を示す資料」を特定したことは相当であると認められる。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第7号について

実施機関において本件対象公文書において開示しないこととした部分は、「応訴する理由」、「主要争点」、「本県の主張及び訴訟の見通し」、「訴状に関する認否について」、「原告の氏名・住所」及び「事件番号」であり、審査請求人はそのうち、「応訴する理由」（以下「本件情報」という。）が非開示となったことについて不服があると主張している。

実施機関は、本件情報が条例第7条第7号イに該当するとして非開示とした本件処分を妥当としていることから、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

条例第7条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでが「おそれ」として例示的に掲げられ、イで「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定されている。

適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

争訟に係る事務に関する情報を非開示とする理由については、実施機関が当事者として争訟に対処するための内部的な方針等に関する情報を開示した場合には、当該情報が正規の争訟の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、

紛争の公正、円滑な解決を妨げ、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることによる。

(2) 条例第7条第7号該当性について

本件対象公文書として特定した文書は、本件処分時において訴訟中の案件であり、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。本件情報は争訟に対処するための内部的な方針に関する情報に該当するため、本件情報が公になることによって、訴訟手続上、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ、条例第7条第7号イの非開示事由に該当すると認められる。

(3) 小括

以上から、実施機関が本件情報について条例第7条第7号イに該当するとして非開示決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年2月2日	○諮問（実施機関）
令和6年3月11日	○審議
令和6年5月7日	○審議
令和6年6月18日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年7月22日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、惣谷恵

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和 5 年 11 月 10 日	応訴の正当性を示す資料

(2) 令和 5 年 11 月 24 日付け企画第 330 号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
令和 5 年度 和歌山職員措置請求事件応訴に係る決裁資料	・ 応訴する理由 ・ 主要争点 ・ 本県の主張及び訴訟の見通し ・ 訴状に関する認否について	(条例第 7 条第 7 号イに該当) 県が行う争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼし、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。
	・ 原告の氏名・住所 ・ 事件番号	(条例第 7 条第 2 号に該当) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。